

議案第二十一号

東京二十三区清掃協議会規約の変更について

右の議案を提出する。

平成十八年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

東京二十三区清掃協議会規約の変更について

東京二十三区清掃協議会規約（平成十二年四月一日東京都知事届出）の一部を次のように変更する。

第三条第一項中「次に掲げる事務」を「廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、関係団体により管理し及び執行することとなった事務を除く。

第三条第一項各号を削り、同条第二項中「次に掲げる」を「前項に規定する」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規約は、平成十八年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京二十三区清掃協議会の担任する事務に関し、規約の一部変更について協議するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定に基づき、議決を経る必要がある。

東京二十三区清掃協議会規約の一部を変更する規約新旧対照表

新 規 約

(協議会の担任する事務)

第三条 協議会は、関係団体の事務のうち、
 廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務を管理し及び執行する。ただし、関係団体により管理し及び執行することとなつた事務を除く。

旧 規 約

(協議会の担任する事務)

第三条 協議会は、関係団体の事務のうち、次に掲げる事務を管理し及び執行する。

- 一 一般廃棄物処理業の許可、浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録並びに許可及び登録に係る手数料の徴収に関する事務
- 二 廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務

2 協議会は、次に掲げる 関係団体の事務の管理及び執行に関して連絡調整を図る。

資 料

2 協議会は、前項に規定する関係団体の事務の管理及び執行に関して連絡調整を図る。

- 一 一般廃棄物処理計画及び分別収集計画の策定に関する事務
- 二 廃棄物の収集及び運搬に係る作業計画の策定に関する事務
- 三 大規模排出事業者に対する排出指導その他排出に係る指導に関する事務
- 四 適正処理困難物の指定その他適正処理に関する事務
- 五 直営清掃車両の仕様その他統一的対応が必要な事項に関する事務
- 六 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事務